

インドにおける 資金調達および利益送還

(2016年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所の依頼により、現地法律事務所 PRA LAW OFFICES, Advocates (PRA Law) によって作成されたものです。また、本報告書は、PRA Law により英語で作成され、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルによって日本語に翻訳されたものです。本報告書の内容は、本報告書の作成日時点において効力を有するインドの関連法規、レギュレーション等に基づき作成されたものであり、同関連法規、レギュレーション等は、隨時改正される可能性がありますので、そのような改正が本報告書記載の内容に影響を及ぼす可能性があることについては予めご了承ください。

また本報告書は、ジェトロ・ニューデリー事務所の依頼に応じて、日本企業様に当該主題についての一般的な情報をご提供する目的で作成されており、法的助言を構成するものではありません。本報告書においてご提供しております情報に基づいて行為される場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言をお求めください。

なお、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、派生的、付随的損害、特別損害（重疊的あるいは懲罰的損害を含む）、またはその他一切の間接損害、逸失利益については、それが契約責任、不法行為責任（strict liability を含む）、あるいは法理論に基づくものか否かを問わず、ジェトロ、PRA Law、および弁護士法人マーキュリー・ジェネラルは一切の責任を負いません。

（以上）

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail : IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 背景事情	1
2. 分析	1
2.1 資金調達の方法	1
2.2 インドへの外国直接投資を規律する重要な規定	3
2.3 対外商業借り入れ (ECB) を通じた資金調達	6
2.4 インドへの投資およびインドで獲得した利益の日本への送金	11
別表 (SCHEDEULE)	12

インドにおける資金調達および利益送還

1. 背景事情

日系企業の中には、2013年インド会社法に基づく会社（インド企業との合弁会社または完全子会社）を設立してインドにおける事業を立ち上げている会社もある。これらの日系企業は、対外商業借り入れ（ECB: External Commercial Borrowing）または増資等の方法により、日本の親会社からしばしば資金調達を行っている。また日系企業がインドで得た利益は、株主である日本の親会社に対する配当という方法で移転される。

本稿は、これらの背景事情に基づき、日本の親会社によるインドの子会社への資金調達に関するFEMAおよびそれに基づく規則・レギュレーションによる規制、制限、要件、および法定手続き等の概要について記述する。

2. 分析

2.1 資金調達の方法

2.1.1 インド国外で設立された法人体は、以下の方法を通じてインドの子会社に対し資金を注入することができる。

(a) 外国直接投資（FDI: Foreign Direct Investment）スキーム

FDIスキームに基づき、外国の会社は、そのインドの子会社によって発行される以下の有価証券に対して投資することができる。

- (i) 普通株式（Equity Shares）
- (ii) 全額強制転換条項付社債（CCDs: Compulsory Convertible Debentures）
- (iii) 全額強制転換条項付優先株式（CCPS: Compulsory Convertible Preference Shares）またはワラント債
- (iv) 2013年インド会社法およびインド証券取引委員会（SEBI）ガイドライン

に従った、インド企業によって発行される一部払込済普通株式およびワラント債については、2014年7月8日以降、FDIスキームを遵守することを条件にFDI対象の有価証券として取り扱われることとされている。価額設定と差額の受領については、2014年7月14日付 A.P (DIR Series) circular No. 3およびその改正に規定されている。

一般的に、全額強制転換条項付社債（CCDs）および全額強制転換条項付優先株式（CCPS）は、「普通株式より高い株価となる可能性がある」将来の任意の日まで、普通株式の価額設定を先延ばしにしようとする際に発行される。もっとも、このことは100%子会社に対する親会社による投資の場合には発生しない。

インドへの外国直接投資は、2000年インド外国為替管理（インド国外居住者による有価証券の移転または発行）レギュレーション（FDI Regulations: Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a person resident outside India) Regulations, 2000）によって規律される。

(b) 対外商業借入（ECB）

対外商業借り入れには、特に以下のものを含む。

- (i) ローン
- (ii) 転換禁止または選択的転換条項付優先株式、社債等

一般的には、インド企業によって発行される有価証券への外国投資で以下に該当する場合、当該外国投資はECBとみなされECBガイドラインを遵守しなければならない。

- ① 投資家に対して当該有価証券を株式に転換するまたは転換しない選択肢を付与している場合、または
- ② 当該有価証券につき事前の価額設定が必要とされない場合

インド企業によるECBは、2000年インド外国為替管理（外国為替における貸借）レギュレーション（ECB Regulations: Foreign Exchange Management (Borrowing or Lending in Foreign Exchange) Regulations, 2000）によって規律される。

2.2 インドへの外国直接投資を規律する重要な規定

2.2.1 インド企業に対する外国直接投資は、以下の二つのルートを通じて行われる。

- (a) 自動承認ルート（政府による承認不要）
- (b) 政府承認ルート（政府による事前承認が必要）

2.2.2 FDI Regulationsにおける別表 I (Schedule I) 添付A (Annexure A) に列挙される8分野においてはFDIが禁止されている。すなわち以下の分野である。

- 宝くじ事業（政府・民間いずれが主宰する場合も含む。オンラインでの宝くじも含む）
- 賭博・賭け（カジノ等を含む）
- チット・ファンド（Chit funds）
- ニディ・カンパニー（Nidhi company）
- 謙渡可能な開発権（TDRs: Transferable Development Rights）の取引
- 不動産業またはファーム・ハウス（Farm House）の建設
- たばこ類およびたばこ代用品の製造
- 民間企業に投資が開放されていない事業・分野（例：原子力事業、一定の外国直接投資が認められる鉄道事業以外の鉄道事業）

2.2.3 自動承認ルート

外国直接投資は、インドのほとんどの産業分野・活動において、自動承認ルートに基づき認められている。

FDI Regulationsによると、同Regulationsにおける別表 I (Schedule I) 添付B (Annexure B) に規定される投資に関する制限に従うことを条件に、自動承認ルートを通じて外国直接投資を行うことができるとされている。上記添付Bは、自動承認ルートを通じた外国直接投資において、一定の投資割合を上限とされている産業分野・活動について、規定している。例えば、銀行業においては、自動承認ルートを通じた投資割合49%を上限に、外国直接投資が認められている。このような投資割合の上限を超える外国直接投資は、政府承認ルートによることとなる。

FDI Regulationsが特に上記のような制限を規定していない産業分野・活動については、投資割合100%までの外国直接投資が認められる。

2.2.4 政府承認ルート

FDI Regulationsにおける別表 I (Schedule I) 添付B (Annexure B) にも、外国直接投資を規制する産業分野・活動のリスト、投資割合の上限、および投資割合の上限を超える場合は政府承認ルートによることが規定されている。例えば、銀行業において、その投資割合が49%超から75%までの場合（75%を超える外国直接投資は認められない）は、政府承認ルートによることとなる。

政府承認ルートによる場合、その承認申請は、インド財務省 (Ministry of Finance) 経済局 (Department of Economic Affairs) 外国投資促進委員会 (FIPB: Foreign Investment Promotion Board) によって審査される。

2.2.5 インド企業に対する外国直接投資の受領のための支払い方法

FDIスキームに基づき、株式¹、転換社債、またはワラント債をインド非居住者に発行するインド企業は、上記株式、転換社債、またはワラント債に関して支払われるべき発行価額を、以下の方法によって受領しなければならない。

- (a) 通常の銀行ルートを通じたインドへの送金
- (b) 関係者がAD-Iに分類される銀行に保有するNRE (Non-Resident External) 口座またはFCNR (Foreign Currency Non-Resident) 口座からの引き落とし（借方への記入）
- (c) 弁済期を経過したロイヤルティ料、定額料、技術ノウハウ料の転換、またはECB の転換は、株式発行の対価として取り扱うものとする
- (d) 会社設立前に発生した経費 (pre incorporation expenses) の転換、または株式交換は、FIPBの承認があれば、株式発行の対価として取り扱うものとする
- (e) AD-Iに分類される銀行からの承認により開設され、同銀行が株式譲渡価格の支払いに対して、インド居住者およびインド非居住者のために保有する、インド国内にあるインドルピー建て無利息のエスクローアカウントからの引き落とし（借方への記入）

株式は、投資先の会社によって支払われるべきその他一切の資金に対しての発行も可能であり、その場合の送金に際しては、インド外国為替管理法に基づくインド政府またはインド準備銀行の許可を必要としない。

インドへの送金受領日、またはNRE口座／FCRB (B)口座、エスクローアカウントの借方へ記入された日から180日以内に、株式あるいは転換社債が発行されない場合、当該送金額は返金されなければならない。さらに、有価証券の発行対価として受領される

¹ ここで述べる「株式」は、外国直接投資との関係では、普通株式、全額強制転換条項付社債、全額強制転換条項付優先株式、および一部払込済普通株式を含む。

金額の受領日の後、180日間を超えてなお未払いであった場合は、インド準備銀行に対して申請がなされる。かつその申請に十分な理由がある場合、インド準備銀行はインド企業に対して、当該金額の返金または当該金額に関する株式の割り当てを許可できる。

2.2.6 自動承認ルートまたは政府承認ルートのいずれかによって実行された投資後のインド準備銀行への報告

報告の手続きに関しては、以下のとおり二つの段階がある。

(1) 株式払込金の受領時

当該インド企業は、株式払込金または株式譲渡代金を、その登記事務所の所在地を管轄するインド準備銀行の地域事務所の外国為替局に対して、上記受領についての詳細と共にAdvance Reporting Formを提出しなければならない。（インド非居住の投資元から受領後30日以内）

(2) インド非居住者である投資元に対する株式発行時

株式発行日から30日以内に、上記のインド準備銀行の地域事務所の外国為替局に対してForm FC-GPRを提出しなければならない。

2.2.7 費用および他の負担金

(1) Stamp Duty（印紙税）

株券発行に際し、各州政府が規定する率に従ったStamp Dutyを支払わなければならない。例えば、デリー準州においては、発行する株券に関する株価（発行価額）の0.1%の金額をStamp Dutyとして支払わなければならない。

(2) 授権株式資本（authorized share capital）増額に必要な手数料

株式資本の発行には、授権株式資本の増額を伴う場合がある。授権株式資本を増額するためには、関係省庁によって通達されるslab rate（階段式に増加する率）に従い手数料を支払わなければならない。大まかに言うと、券面額を基準とする授権株式資本の増加額につき、0.75%の手数料の支払いが必要となる。

2.3 対外商業借り入れ（ECB）を通じた資金調達

- 2.3.1 1999年インド外国為替管理法第6条は、資本勘定取引について規定している。同法第6条3項 (d) は、ECBによる取引について規定している。同条項は、インド準備銀行が、レギュレーションによりその様式または名称を問わず、外国為替上的一切の貸借を禁止、制限、または規律することができると規定している。
- 2.3.2 上記規定に基づき、ECBは、ECB Regulations（2000年インド外国為替管理（外国為替上の貸借）レギュレーション）によって規律されている。
- 2.3.3 インド外国為替管理法第11条は、インド準備銀行に対し、授権者（Authorized Persons）に命令を出す権限を付与している。これらの命令には、レギュレーションの履行の下で、当該授権者によってその顧客等と共に外国為替事務がどのようになされるかに関する方法が規定される。
- 2.3.4 インド準備銀行は、「Master Direction -External Commercial Borrowings, Trade Credit, Borrowing and Lending in Foreign Currency by Authorized Dealers and Persons other than Authorized Dealers」と題される2016年1月1日付のMaster Directionにおいて、金銭借入取引に関する命令をまとめている。
- 2.3.5 同Master Direction第1部2条は、対外商業借り入れを通じたローン調達に関する枠組み（ECB Framework）を規定している。対外商業借り入れは、承認されたインド国外企業から利用適格のあるインド国内企業によって調達される商業ローンであり、最低弁済期間、利用目的、上限コスト等の制限を遵守しなければならない。なお、上記制限は、ローン個別ベースではなく全額につき適用される。
改定されたECB Frameworkにおいて、対外商業借り入れは、広く以下の三つに分けられる。

Track I: 平均最低弁済期間を3年または5年とする中期外貨建て対外商業借り入れ

Track II: 平均最低弁済期間を10年とする長期外貨建て対外商業借り入れ

Track III: 平均最低弁済期間を3年または5年とするインドルピー建て対外商業借り入れ

ECB Regulations / Master Directionsは、上記の各Trackに関する最低弁済期間、利用適格のある貸主・借主、ローン総額の最高限度、利用目的等に関する一連の条件を別途規定している。

2.3.6 最低弁済期間

Track I	Track II	Track III
■ 5,000万米ドルまたはこれ以下のECBに関しては3年	ECBの額にかかわらず10年	Track Iと同じ
■ 5,000万米ドルまたはこれ以上のECBに関しては5年		

2.3.7 利用適格のある借主／承認された貸主としての外国株主／許された利用目的

- (1) インド非居住の貸主からの対外商業借り入れは、適格な借主(以下「適格借主」)²によってのみ利用可能である。以下のとおり、特定の事業を行う会社のみ対外商業借り入れを利用する適格借主のリストに含まれている。

Track I	Track II	Track III
製造業、ソフトウェア開発業、海運業、航空事業等	インフラ事業	各種サービス事業、研究開発(R&D)、教育機関以外の育成事業、インフラ支援会社、運送サービス会社

- (2) ECB Frameworkでは、Track Iの適格借主(製造会社およびソフトウェア開発会社等)は、運転資金を含む一般的な企業目的のため、外国株主から最低平均弁済期間を5年とする中期外貨建て対外商業借り入れを利用できる旨を規定している。

Track IIのすべての適格借主(Track Iの適格借主も含む)は、運転資金を含む一般的な企業目的のため、外国株主を含むすべての公認貸主から最低平均弁済期間を10年とする長期外貨建て対外商業借り入れを利用できる。また、Track IIIのすべての適格借主(Track IおよびIIの適格借主も含むが、ノンバンク(NBFC)、マイクロ・ファイナンス向けノンバンク(NBFC-MFI)、非政府組織(NGO)、インド会社法上の非営利会社、経済特区(SEZs)または国家投資製造地区(NIMZs)の開発業者を除く)は、運転資金を含む一般的な企業目的のため、すべての公認貸主からインドルピー建て対外商業借り入れを利用できる。(5,000万米ドルまたはこれ以下のECBの場合は最低平均弁済期間を3年、5,000万米ドルまたはこれ以上のECBの場合は最低平均弁済期間を5年と

² 各 Track の適格のある借主の完全なリストに関しては、2016年1月1日付の Master Directions on ECBs 第8ページ参照

する)

- (3) Master Directionsは、「外国株主 (Foreign Equity Holder)」を以下のように定義している。
- (a) 借主会社の25%以上の株式を直接保有する直接外国株主
 - (b) 借主会社の51%以上の株式を間接保有する間接株主
 - (c) インド国外に同一の親会社を有するグループ会社
- (4) 適格借主、公認貸主、利用目的の規定に関するMaster Direction図表は、本報告書の別表 (Schedule) に再現している。

2.3.8 上限コスト

三つのTrackに関する上限コスト要件は次のとおりである。

Track I	Track II	Track III
(a) 最低平均弁済期間が3年ないし5年のECBの場合 - 6カ月物LIBORの300 basis point (年間) または - 各通貨に関する適用可能なベンチ・マーク	ベンチ・マークの上限は、6カ月物LIBORの500 basis point (年間) 残りの条件についてはTrack Iと同じ	上限コストは市場条件に従う
(b) 最低平均弁済期間が5年を超えるECBの場合 - 6カ月物LIBORの450 basis point (年間) または - 各通貨に関する適用可能なベンチ・マーク なお、遅延利息がある場合、その利率は上記利率の2倍以内		

2.3.9 個別の制限

- (1) 一会计年度中に適格借主によって、自動承認ルートを通じて調達可能な対外商業借り入れの額に関する制限が、Master Directionsに規定されている。具体的な制限は以下のとおりである。
- (a) インフラ事業または製造業： 7億5,000万米ドルまたはこれと等価まで
 - (b) ソフトウエア開発業： 2億米ドルまたはこれと等価まで
 - (c) マイクロ・ファイナンス業： 1億米ドルまたはこれと等価まで
 - (d) その他の会社： 5億米ドルまたはこれと等価まで
- (2) 上記制限を超える対外商業借り入れは、政府承認ルートによらなければならない。それゆえ、自動承認ルートか政府承認ルートか、その適用されるルートを決定する基準は上記の制限に依拠することとなる。なおTrack IIIの場合の上記制限に関しては、ECB契約日の為替レートが考慮されなければならない。
- (3) 対外商業借り入れが、直接外国株主から調達される場合、前述の制限に加え、対外商業借入債務と資本比率の要件³にも従う必要がある。自動承認ルートを通じた対外商業借り入れの場合、外国株主に対する借主のECB債務（未弁済のECB債務全額および新規ECB債務を含む）は、当該外国株主によって投資された資本の4倍以下でなければならない。他方、政府承認ルートを通じた対外商業借り入れの場合、外国株主に対する借主のECB債務（未弁済のECB債務全額および新規ECB債務を含む）は、当該外国株主によって投資された資本の7倍以下でなければならない。なお、調達される対外商業借り入れの総額が500万米ドルまたはこれと等価以下の場合、上記比率の制限は適用されない。

2.3.10 借入通貨

対外商業借り入れは、以下に述べる条件により、自由に兌換可能な外貨およびインドルピー建てで調達することができる。

- (1) インドルピー建てECBの場合、外国株主以外のインド非居住の貸主は、インドのAD-I Bankを通じて取引されるswap/outright saleを通じてインドルピーを準備しなければならない。

³ 直近の監査済貸借対照表に従った自己資本比率、払込済株式資本、任意積立金（外貨で受領した株式プレミアムを含む）が外国株主の「資本」を計算するため考慮される。

- (2) 兑換可能なある外貨から、兌換可能な別の外貨およびインドルピーへ対外商業借り入れの通貨の変更は自由に認められる。しかしインドルピーから他の外貨への通貨変更は認められていない。
- (3) 対外商業借り入れ通貨のインドルピーへの変更は、当該通貨変更に関し両当事者が合意した日に広く適用される為替レート、もしくは当該貸主による同意がある場合は上記レートよりも低い為替レートで変更することができる。

2.3.11 手続き

- (1) 政府承認ルートによる場合、借主は、AD-I Bankを通じた審査のため、インド準備銀行に対して別途規定される様式 (Form ECB) によってその申請を行うことになる。Form ECBのひな形は、Master Directions- Reporting under Foreign Exchange Management Act, 1999の第5部別表Iにおいて利用可能である。
- (2) 自動承認ルートによる場合、借主は、AD-I Bankに対してForm 83と共にその申込みを行うことになる。Form 83のひな形は、Master Directions- Reporting under Foreign Exchange Management Act, 1999の第5部別表IIにおいて利用可能である。

2.3.12 報告

- (1) 借主は、ローン登録番号 (LRN: Loan Registration Number) を取得する必要がある。ローン登録番号を取得するため、借主は、当該対外商業借り入れの条件を含む証明済Form 83の謄本を指定のAD-I Bankに提出しなければならない。AD-I Bankは、そのコピーをインド準備銀行の統計情報管理局 (DSIM: Department of Statistics and Information Management) 支払残高統計部 (Balance of Payments Statistics Division) のDirector宛に送付しなければならない。
- (2) 対外商業借り入れに関する変更が認められる場合、その変更事項は、当該変更の効力発生日から7日以内に、改定されたForm 83を通じてDSIMに報告されなければならない。
- (3) 借主は、実際の対外商業借り入れ取引について、月次報告書 (ECB-2 Return) により、AD-I Bankを通じて DSIM に報告しなければならない。当該月次報告書は、報告の対象となる月の末日から 7 営業日以内に DSIM に届くようにしなければ

ならない。ECB の各種制限に対する変更も、ECB-2 Return に盛り込む必要がある。なお、ECB-2 Return のひな形は、Master Directions- Reporting under Foreign Exchange Management Act, 1999 の第 5 部別表 III において利用可能である。

2.4 インドへの投資およびインドで獲得した利益の日本への送金

すべての外国投資は、所定の納税を行った後、自由に本国へ送金することができる。ただし、以下の場合を除く。

- ① 建設および開発プロジェクトまたは防衛産業への外国投資のように、一定期間投資の回収が禁止されている分野への外国投資の場合
- ② 非居住のインド人 (NRIs: Non-Resident Indians) が、本国送金不可のスキームに基づいた投資を選択した場合

さらに、外国投資を行った外国株主に対する配当も、所定の納税を行った後、AD Bank を通じて自由に本国へ送金することができる。

別表 (SCHEDULE)

I. 適格借主

三つの Track に基づいて対外商業借り入れを利用する適格のある法人体のリストは、以下の表のとおりである。

Track I	Track II	Track III
<p>(a) 製造業およびソフトウエア開発を営む会社</p> <p>(b) 海運業および航空事業を営む会社</p> <p>(c) SIDBI (Small Industries Development Bank of India)</p> <p>(d) 経済特区 (SEZs) にあるユニット</p> <p>(e) Exim Bank (Export Import Bank of India)</p> <p>- ただし、政府承認ルートの場合のみ</p>	<p>(a) Track I記載のすべての法人体</p> <p>(b) インフラ分野の会社</p> <p>(c) 持ち株会社 (Holding Companies)</p> <p>(d) CICs (Core Investment Companies)</p> <p>(e) インド証券取引委員会 (SEBI) の規定枠組みに該当する不動産投資信託 (REITs) およびインフラ投資信託 (INVITs)</p>	<p>(a) Track II記載のすべての法人体</p> <p>(b) ノンバンク (NBFCs)</p> <p>(c) マイクロ・ファイナンス向けノンバンク (NBFCs-MFIs) 、インド会社法上の非営利会社、Society、トラスト、協同組合 (Societies)</p> <p>Registration Act, 1860, Indian Trust Act, 1882, State-level Cooperative Acts/Multi-level Cooperative Act/State-level mutually aided Cooperative Actsに基づいて登記されたもの)、マイクロ・ファイナンスを行うNGOs⁴</p> <p>(d) 各種サービス事業、研究開発 (R&D) 、教育機関を除く育成事業、インフラ支援事業、運送サービスを提供する会社</p> <p>(e) 経済特区 (SEZs) または国家投資製造地区 (NIMZs) の開発業者</p>

⁴ ECB を調達する適格のあるマイクロ・ファイナンス業を営む法人体は、①最初の 3 年間、AD-I Bank と適切な債務関係をもたなければならず、②当該 AD-I Bank から「適任」性に関するデュー・ディリジェンス証明を取得しなければならない。

II. 公認貸主／投資家

三つの Track に関する公認貸主／投資家は以下のとおりである。

Track I	Track II	Track III
<p>(a)国際銀行</p> <p>(b)国際資本市場</p> <p>(c)国際金融機関 (e.g. 国際金融公社、アジア開発銀行)、地域金融機関、政府系金融機関</p> <p>(d)輸出信用機関 (Export credit agencies)</p> <p>(e)設備サプライヤー</p> <p>(f)外国株主</p> <p>(g)以下のような海外長期投資家</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年金基金 - 保険会社 - 政府系ファンド - インドの国際金融サービスセンターにある金融機関 <p>(h)インドの銀行の海外支店・海外子会社⁵</p>	<p>Track I 記載のすべての法人体 (インドの銀行の海外支店・海外子会社を除く)</p>	<p>Track I 記載のすべての法人体 (インドの銀行の海外支店・海外子会社を除く)</p> <p>- NBFCs-MFI⁶s、非営利会社、NGOsの場合、海外組織⁶および個人⁷からの対外商業借り入れも利用可能である。</p>

⁵ インドの銀行の海外支店・海外子会社は、Track I の場合のみ貸主になり得る。さらに、これらが Track I に基づいて借主になるにはインド準備銀行の銀行規制局 (Department of Banking Regulation) が発行したプルデンシャル規制に従う必要がある。インドの銀行は、既存の対外商業借り入れに対するリファイナンスに加わることが認められていない。

⁶ 対外商業貸し付けを予定する海外組織は、借主の AD-Bank に対して海外の銀行からのデュー・ディリジェンス証明を提出しなければならず、その証明はホスト国の規制に従い、当該ホスト国は、反マネー・ロンダリング/テロ資金対策に関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) のガイドラインを遵守しなければならない。デュー・ディリジェンス証明は、①当該貸主は、最低 2 年以上の期間当該銀行に口座を維持していること、②貸主企業は、当該国の法律に従って組織され、当該事業または当該地域共同体によって尊重されていること、ならびに③当該貸主に対して係属中の刑事訴訟がないことを含むものとする。

⁷ 個人の貸主は、海外の銀行から、最低 2 年以上の期間当該銀行に口座を維持していることを示すデュー・ディリジェンス証明を取得しなければならない。また、当該貸主が提出可能な監査済み銀行口座記録および所得税申告書のような他の証拠/書類について当該海外の銀行によって証明され、転送される必要がある。反マネー・ロンダリング/テロ資金対策に関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) のガイドラインを遵守しない国の個人の貸主は、ECB を延長する適格を有しない。

III. ECB の利用目的に関する規制

三つの Track について調達された ECB の利用目的に関する規制は以下のとおりである。

Track I	Track II	Track III
<p>(a) ECBは、以下の形式で設備投資のために利用することができます。</p> <p>a. ライセンス料、サービス、技術ノウハウの輸入に対する支払いを含む資本財の輸入（ただし、これらの資本財の一部でなければならぬ。）</p> <p>b. 資本財の現地調達</p> <p>c. 新規プロジェクト</p> <p>d. 既存のユニットの近代化・拡張</p> <p>e. 合弁会社／完全子会社に対する海外直接投資</p> <p>f. インド政府のディスインベストメント・プログラムに従ったディスインベストメントの任意の段階における公共事業の株式取得</p> <p>g. 資本財の輸入に関する既存のTrade Creditへのリファイナンス</p> <p>h. 既に輸送／輸入されているが未払いの資本財に関する支払い</p> <p>i. 既存のECBに対するリファイナンス（ただし、残りの支払期間は減じられない。）</p> <p>(b) SIDBI (Small Industries Development Bank of</p>	<p>(a) ECBは、以下を除くすべての目的のために利用することができます。</p> <p>a. 不動産業</p> <p>b. 資本市場への投資</p> <p>c. インド国内での株式投資への利用</p> <p>d. 上記のいずれかの目的を有するほかの法人への転貸</p> <p>e. 土地の購入</p> <p>(b) 持ち株会社は、そのインフラの特別目的事業体 (SPVs : Special Purpose Vehicles) に対するローン提供のためにも ECBを利用することができます。</p>	<p>(a) ノンバンク (NBFCs) は、以下の目的のためにのみECBを利用することができる。</p> <p>a. インフラ分野への転貸</p> <p>b. 資本財・設備取得のためのインド国内の法人体に対する担保権付ローンの提供</p> <p>c. インド国内の法人体に対するリースおよび分割払方式での資本財・設備の提供</p> <p>(b) 経済特区 (SEZs) または国家投資製造地区 (NIMZs) の開発業者は、経済特区・国家投資製造地区内のインフラ設備提供のためのみECBを調達することができる。</p> <p>(c) NBFCs-MFI、その他 の適格借主である MFIs、NGOs、および非営利会社は、 SHG (Self-Help Group) に対する転貸、マイクロ・クレジット、または能力育成を含む善意のマイクロ・ファイナンス事業</p>

<p>India) は、2006年インド中小零細企業発展法 (MSME Development Act, 2006) に基づいて定義される「中小零細企業分野」における借主に対する転貸目的のためのみECBを調達することができる。</p> <p>(c) 経済特区 (SEZs) のユニットは、自己が必要とするものためのみECBを調達することができる。</p> <p>(d) 海運会社および航空会社は、それぞれ船舶または飛行機の輸入目的のためのみECBを調達することができる。</p> <p>(e) ECBは、一般企業目的 (運転資金を含む) のために利用可能であるが、この場合、当該ECBは、直接的・間接的な株主またはグループ会社から調達しなければならず、かつその最低平均弁済期間は5年でなければならぬ。</p> <p>(f) 以下の目的のためのECBは、政府承認ルートによってのみ認められる。</p> <p>a. DGFT (Director General of Foreign Trade) ガイドラインに従った中古品の輸入</p> <p>b. Exim Bank (Export Import Bank of India) による転貸</p>		<p>のためにのみECBを調達することができる。</p> <p>(d) 本Trackにおけるその他の適格借主たる法人体については、以下を除くすべての目的のためにECBを利用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 不動産業 b. 資本市場への投資 c. インド国内での株式投資への利用 d. 上記のいずれかの目的を有するほかの法人体への転貸 e. 土地の購入
---	--	---